

令和8年度 京都市立洛北中学校「学校いじめ防止等基本方針」

【1】 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。本校は、初期段階や短期間で解消したように見える事案についても「いじめ」として積極的に認知し、組織として把握・見守り・指導・支援を行い、確実な解決と再発防止につなげる。

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条及び「京都市いじめの防止等取組指針」に基づき、本校におけるいじめ防止等の基本的な考え方と具体的取組を体系的に示すものである。

(2) 基本理念

本校では、以下の理念に基づく取組を、学校全体で相互に関連付けながら継続的に推進する。その際、生徒指導の基本姿勢として、「見逃しのない観察・手遅れのない対応・心の通った指導」を全教職員で共有し、いじめ防止の実践原理とする。

- ① 生徒一人一人が、正義感・公平性、人権意識、生命を尊重する心、他者への思いやりを身につけ、いじめを行わないだけでなく、いじめ防止の当事者として主体的に行動できる力を育む。
- ② いじめへの対応にあたっては、いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、安心・安全を最優先に支援する。同時に、いじめを行った生徒については、行為の背景や要因を丁寧に捉え、再発防止に向けた教育的指導を行う。
- ③ 生徒・保護者・地域・関係機関との連携を重視し、学校内外が協働して、生徒を孤立させない支援体制を構築する。

【2】 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

○いじめ対策委員会・(生徒指導委員会を本委員会として位置づける)

本校においては、生徒指導委員会を「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめ対策委員会として位置づけ、いじめ防止・早期発見・事案対応を組織的に行う。

<役割>

いじめ未然防止

- ・いじめを許さない環境づくりを行う。

いじめの早期発見、事案対処

- ・いじめの情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

取り組みの検証等

- ・いじめの防止等基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う。

<役割の周知>

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等を、全校集会等を通じて、生徒や保護者、地域に周知する。

<構成員> 学校長 副校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年主任 養護教諭
生徒会主任 教育相談主任 スクールカウンセラー

<実施予定> 週1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

<内容>

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勧告・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。

- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、いじめ対策委員会で問題解決まで、被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

【3】 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

○学習環境の整備

- ・毎日の清掃活動や委員会活動を通じての環境美化に取り組み、学習環境を整えると共に、人権侵害を許さない学習環境をつくる。
- ・下校後の教室やフロアを、学級担任を中心に学年教員が点検し、いじめの兆候を早期に把握し、未然防止の対策を講じる。

○授業改善

- ・生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動を行う。
- ・対話、創作、表現活動等を取り入れた活動を行う。
- ・すべての生徒に対して学習基盤の定着を図る。

○道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立する。
- ・「考え、論議する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れたいじめに関する道徳教育を行う。
- ・道徳の時間はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。
- ・生徒の発達段階に応じた身近な教材を用いて、生徒の琴線に触れる人権学習を展開し、より身近な人権を尊重できる学級・学年の雰囲気醸成を図る。

○生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験、ボランティア活動等の体験や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める体験活動の充実を図る。
- ・学校行事である、文化祭、合唱コンクール、体育祭での縦割り活動を通して、他者との関わりを学び、生徒同士の主体的な活動を通して自治力を高める。
- ・生徒自らが規範について考え、行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。
- ・部活動のキャプテン・部長会議の充実を図り、顧問の適切な指導助言のもと、生徒の自治機能が十分働き人権が尊重される部活動を創造する。

○生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視する。
- ・集団生活や集団活動の楽しさを実感し生徒が自主的に行う活動を支援する。
- ・体育祭の取組において、縦割り集団での活動を通して自尊感情や自己肯定感を育み、いじめを許さない集団づくりに教職員と生徒が共に取り組む。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取り組み

- ・学校評価アンケート及び記名式いじめアンケートを計画的に実施し、日常の生徒観察と併せて生徒の実態把握を多面的に行う。
- ・休憩時間や昼休みに、生徒を見守る姿勢で巡視する。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。
- ・教職員間の情報共有や学級日誌の内容把握を通して生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握のために日常の生徒観察に努める。
- ・担任を中心とした保護者との連携を充実させ、保護者と共に協力し合いながら生徒の変化を早期に見てできるようにする。
- ・日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシートを年2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと、年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

- ・ 日常の生徒観察に加え、いじめに関する記名式アンケートを実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・ 欠席調査や健康観察をしっかりと行い、不調をきたしそうな生徒に早期に気づき、その情報を共有する。
- ・ 臨床心理士有資格者のスクールカウンセラーの相談体制の拡充や教育分野と社会福祉等の専門的知識、技術を有するスクールソーシャルワーカーの配置拡充を図り、組織としての機能を高め、具体的支援などの指導助言を行う体制を充実させると共に、子どもや保護者へスクールカウンセラーの役割など積極的に周知する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取り組み

○いじめに対する措置

・丁寧な事実確認・聴き取りの徹底

いじめの通報、相談があった場合、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、事実確認を行う。事実経過を確認・整理して、まとめておく。これらの取り組み経過、把握した内容は速やかに教職員で共有し、速やかに組織的対応を行う。

・いじめを受けた生徒の保護・支援等

確認した事実を基に組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒に対しては、「絶対に守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、保護を第一に考えると同時に、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。また、保護者にも状況や経過等を説明し、必要な連携を求めるとともに、生徒や保護者の不安を取り除くように取り組む。必要に応じて、スクールカウンセラーや「こどもパトナカウンセリングセンター」などと連携し、いじめに対する後遺症のケアに努める。いじめを受けた生徒は、その以前にいじめを行った側のケースもあるので、一場面だけでなく、その経過、背景なども踏まえた上で対応をする。

・いじめを行った生徒、保護者等への指導等

いじめを行った生徒及びその保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、生徒の発達段階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮する。

・周囲の生徒への指導等

いじめに直接関わっていないが、いじめがあることを認識しているにも関わらず、それを傍観し注意しないことや放置することも、いじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組むことや、誰かにいじめを知らせるなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を指導する。

・教育委員会への報告、警察との連携

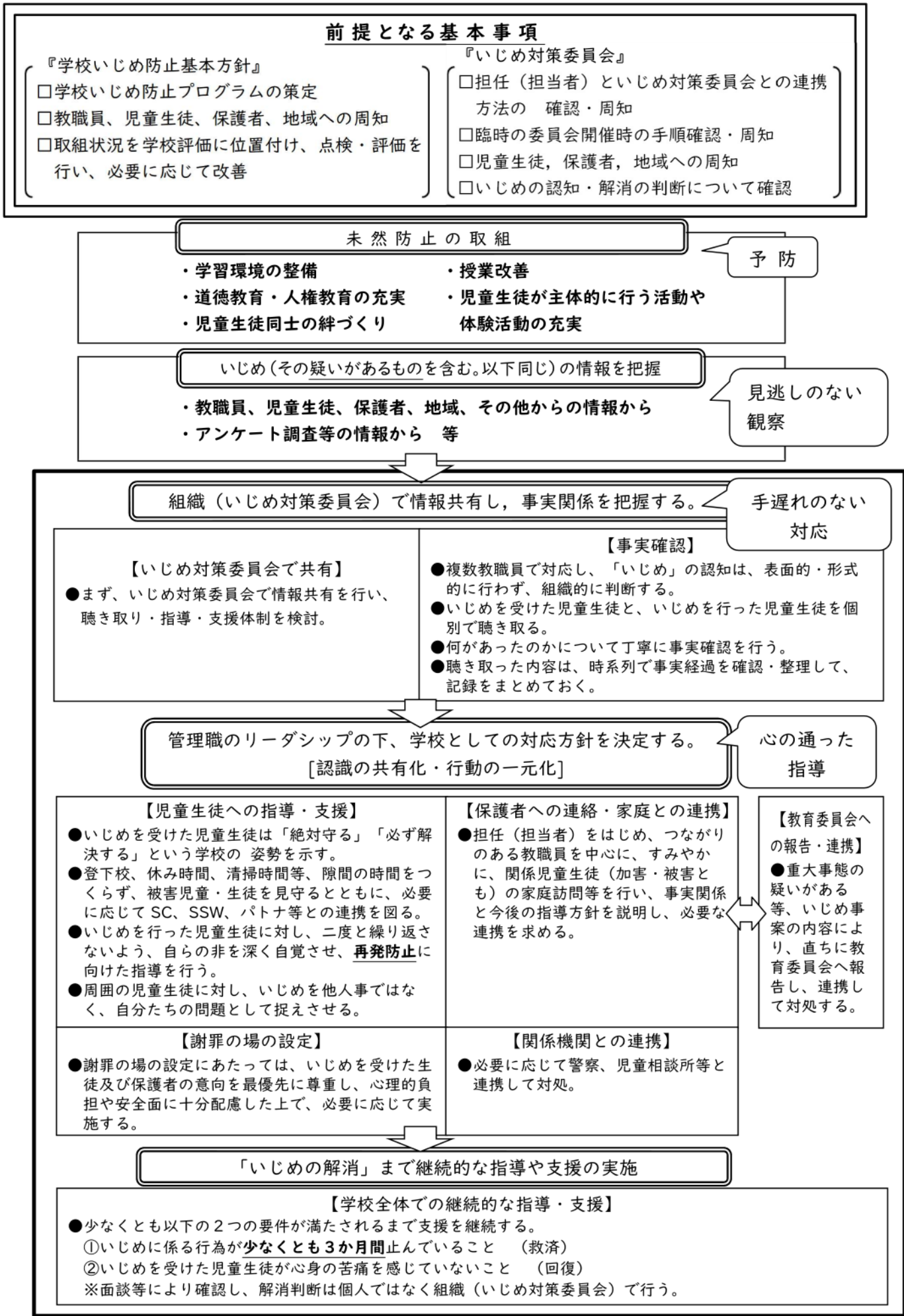
いじめの状況についての定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合（恐れがある場合を含む）等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示等を受け、教育委員会と連携して対処する。

○インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 生徒に情報モラルを身につけさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者側に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組を実施する。
- ・ 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」において、携帯電話、スマートフォンやインターネット等の危険性等を指導する。
- ・ 外部講師を活用した「情報モラルオンライン教室」を実施し、携帯電話、スマートフォンの適切な使用について指導する。
- ・ インターネットや携帯電話、スマートフォン等の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ 個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・ P T A 活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

○いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応（フローチャート図参照）

≪いじめ事案に対する組織的な対応の流れ≫



○いじめの解消

謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したとは安易に判断はできない。いじめが解消されている状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要があり、この2つが満たされていたとしても、必要に応じて、他の事情も勘案して解消しているかどうか判断するものとする。再発の可能性も十分考えられるので、教職員は、いじめを受けた生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

1. いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的、または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

2. いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

3. 教職員の資質の能力向上の取り組み

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察の視点検（チェックシートの実施）を行い、教職員相互で補完する。
- ・「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人一人の生徒と向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図る。

【4】 保護者・地域、関係機関との連携

- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性について、ホームページ等を活用して、保護者や市民、関係団体に周知する。
- ・いじめ防止には学校だけが取り組むのではなく、保護者や地域の理解・協力なしに防止はできないことへの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』『他の子どもをいじめていないか?』等、家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・いじめを防止するためにも、学校で行われた道徳教材や生徒の感想などを学年通信等に記載していく。
- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・事案の内容によっては、教育委員会が弁護士や臨床心理士等の専門職から助言を得て市立学校へ指導助言を行うとともに、警察、保健福祉センター、児童相談所等の関係機関に連絡し、ケース会議を開催するなどの連携を図っていく。
- ・いじめを受けた生徒が長期に渡り、教育を受ける機会を損なわれる場合等については、当該生徒の区域外就学等の対応を検討するなど、安心して教育を受けられるように必要な措置を速やかに講じる。

【5】 重大事態への対処

○基本的な考え方

いじめを受けた生徒の状況に着目し、以下の点の具体的事案の様態から判断し、重大事態と捉え対応する。

- ① 「いじめにより当該学校に在籍する生徒などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、

○重大事案が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会が、重大事態が発生した旨を市長に報告する。その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、教育委員会の指導のもと、必要に応じて弁護士、臨床心理士等の外部専門家の助言を得て、公平性・中立性を確保した調査を行う。重大事態又はその疑いがある場合には、調査に先立ち、いじめを受けた生徒の安全確保及び心身の安定を最優先に対応する。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

【6】年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的 認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報」 ◆校内研修会 「生徒指導上の確認事項」 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「配慮を要する生徒及び気になる生徒の共通理解」	・入学式、始業式、学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 (※今年度は6月の全校集会で実施) ・新入生歓迎会 ・クラス役員選挙、学級目標決め ・部活動ミーティング ・生徒会オリエンテーション	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・教育課程説明会で保護者啓発
5	◇対策委員会 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「不登校生徒の情報共有」	・小中連絡会 ・1年「校外学習」	・第1回いじめアンケートの実施、学年集約と共有 ・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ・教育相談（下旬）	・授業参観 ・学級懇談会 ・部活動保護者会 ・学校運営協議会
6	◇対策委員会 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有・対策」 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「アンケート結果の共有・対策」 「学校評価の実施に向けて」	・生徒総会 ・1年「非行防止教室」 ・3年「修学旅行」	・教育相談（月上旬） ・2年「JOY JOB ランド」	
7	◇対策委員会…「夏季休業中の生活について」 ◆校内研修会（いじめ事案の検証） ⇒1学期の振り返り（成果と課題の共有）	・2年「情報モラルオンライン教室」 ・3年「薬物乱用防止教室」 ・夏季休業前の注意事項 ・夏季学習会 ・学年集会		・三者懇談会 ・学校評価の実施
8	◇対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA サイクル」 ◆校内研修会（1学期のいじめ事案の検証総括） ＝成果と課題を2学期以降の取組として共有 「夏休み明けの生徒の気になる生徒の共有」 「不登校生徒の情報共有」	・生徒会リーダー講習会 ・支部生徒会交流会 ・全市生徒会議 ・小中合同研修会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇対策委員会 「学校評価の結果について PDCA サイクル」	・学校祭（体育祭、文化祭、合唱コンクール）に向けての取組		・学校運営協議会
10	◇対策委員会…「いじめアンケートの実施に向けて」 「アンケート結果の共有・対策」 「学校評価を受けて改善策を考える」	・学校祭に向けての取組 ・学校祭 ・生徒会役員、クラス役員選挙	・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有 ・教育相談の実施（3年進路相談）	・進路保護者会
11	◇対策委員会…「年間の取組の見直し」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・2年「校外学習」	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	・公開授業週間 ・入学説明会
12	◇対策委員会…「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しについて」	・小学生授業体験「洛北のWA」 ・人権学習 ・冬季休業の注意事項 ・学年集会		・三者懇談会 ・学校評価の実施
1	◇対策委員会 「2学期のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ＝来年度の「学校いじめ防止等基本方針（案）」の検討・作成	・2年「生き方探究 チャレンジ体験」		
2	◇対策委員会 「学校評価の結果について PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針」の提案	・アクティブウイーク （各委員会の活動週間）		・学校運営協議会
3	◇対策委員会 「学校評価の結果について PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA サイクル」 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 ※必要に応じて「来年度のいじめ防止基本方針」の修正加筆	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・小中連携の情報の集約	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	